

2017年6月1日

福島県知事

内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団

団長 神山 悅子  
副団長 阿部裕美子  
副団長 宮川えみ子  
幹事長 宮本しづえ  
政調会長 吉田 英策

## 2017年6月定例県議会に関する申し入れ

### はじめに

東日本大震災・原発事故から6年3ヶ月になろうとしています。3月末と4月1日に避難指示が出されていた浪江町、富岡町、川俣町山木屋地区、飯舘村の4町村のうち帰還困難区域を除く大部分で避難指示が解除されました。解除から2ヶ月たっても帰還率は極めて低く、暮らし、医療、福祉、教育などのインフラが整わないもとの解除に大きな問題を含んでいることが明らかになっています。

今村前復興大臣が記者会見の中で、自主避難者向け住宅無償提供について国の責任放棄ではないかと問われたのに対して、自主避難者が戻らないのは「自己責任」だと述べ、その直後に大震災・原発事故が「東北のほうでよかった」と信じられない暴言を連続し、ついに更迭されました。大臣個人の責任はもちろんのこと、首相の任命責任が問われる問題です。根本には安倍政権の福島の被災県民を切り捨てて、事故も被害も終わりにしようとする政策があります。

今村前復興大臣の更迭で、吉野正芳衆院議員が復興大臣に就任しましたが、就任の所信では「原発事故」の言葉がなく、福島第二原発廃炉について「事業者が判断することだ」として、福島県民の願いに背を向けています。

安倍首相は5月3日に日本会議の改憲集会で、現行の憲法9条1項、2項を残しつつ、新たに「3項」以降に自衛隊を明記する改憲を2020年のオリンピックまでに施行すると表明しました。さらに、安倍首相の指示で自民党の憲法改正推進本部が年内の改憲原案づくりに向けた議論を始めました。3項に自衛隊の存在理由が書き込まれれば、2項は「死文化」され、無制限に海外での武力行使ができるようにすることに眞の狙いがあることは明白です。

5月23日、自民、公明の与党と日本維新の会が衆院本会議で、刑法の大原則を大きく変える「内心」を処罰対象にする「共謀罪」法案の採決を強行しました。今回会で成立させる必要がないという声は世論調査でも多数をしめ、国連人権委員会の特別報告でもプライバシー権や表現の自由を侵す危険があるとの指摘がなされています。思想・良心の自由などを大本から脅かす憲法違反の悪法は絶対に許されません。

また、「森友疑惑」に続いて「加計学園疑惑」が取りざたされており、国政の私物化によって行政がゆがめられたのではないかという疑惑であり、首相は自ら真摯に答えるべきです。

社会保障予算の「自然増削減」を掲げる安倍政権のもと、公的医療・介護制度を土台から変質させる改悪が次々と具体化され、2018年度からの本格始動をめざし、今年度は県と市町村がその実施準備に総動員される年となります。来年度からの国保運営の県移管もその一環です。県民の生命と暮らしを守るうえで県政の果たす役割はよりいつそう重要です。

今年3月末に、避難指示が多くの地域で解除され、住宅支援などの打ち切りが進められるなかで、避難者の複雑困難な実態に寄り添った施策が強く求められます。

以上の観点に立ち、6月定例県議会に関して下記の項目について要望します。

### **一、安倍暴走政治から県民の暮らしを守る県の役割発揮を**

- 1、6月15日から開かれる核兵器禁止条約国連交渉会議に対し、日本政府も参加するよう国に申し入れること。
- 2、戦後70年にわたり1人の戦死者も出さなかった背景には、憲法9条の存在があることは明白です。海外での戦争に無制限に突き進むことになる憲法9条の改憲に知事として反対を表明すること。
- 3、思想信条の自由を侵し、一般市民の「内心」を処罰対象とする「共謀罪」に知事として反対の立場を表明すること。
- 4、非正規雇用から正規雇用へ切り替え、長時間労働を規制するため労働法制の抜本的な改正を国に求めるとともに、過労死根絶と労働者を守るために企業・団体への申し入れを行うこと。
- 5、安倍政権の「働き方改革」の「実行計画」は、残業を月100時間未満まで認め、休日労働を含めれば、年間960時間の残業を容認する過労死ラインをこえるものとなっています。1日8時間働けば普通に暮らせる労働法制とすることを国に求めること。
- 6、ギャンブル依存症をさらに増やす、いわゆる「カジノ法」の具体化をやめるよう国に求めること。

### **二、「原発ゼロ」—福島切り捨て許さず、県民に寄り添った復興を**

#### **(1)原発ゼロ、「原子力に依存しない社会」の実現に向けて**

去る3月17日の前橋地裁は、国は原発事故に対する法的責任があるとする初めての判決を下し、東電に対しても安全性よりも経済的合理性を優先させたと批判し、事故を防ぐことができたと指摘しました。この判決をふまえて、以下の点を求めます。

- 1、第二原発の廃炉を国の責任で決断するよう求めること。
- 2、国は、新規制基準に適合したとして次々と再稼働をすすめています。福島の原発事故の検証が十分にされないまま、全国の原発の再稼働はすべきでないと国に求めるこ

と。

- 3、インドとの原子力協定を締結し原発を輸出することは、輸出先の国民の安全・安心を脅かすものです。核保有国のインドとの協定は、被爆国日本として認められません。本県の原発事故を教訓に、原発輸出は中止するよう国に求めること。
- 4、原発を稼働させなくとも電気は足りており、原発を重要なベースロード電源とする国のエネルギー基本計画の撤回を国に求めること。
- 5、不正やトラブル隠しを繰り返してきた電力会社に原発検査をまかせ、国が事後評価とした「原子炉等規制法」の改正について、国に撤回を求めるここと。
- 6、省エネルギーを徹底させる取り組みをすすめ、断熱材の徹底、廃熱の有効利用等、全国一の省エネ社会の実現めざすこと。
- 7、再生可能エネルギーの飛躍的推進を図ること。大規模優先でなく、地域主導・住民参加型の取組みを積極的に支援するとともに、海外企業による土地取引や環境負荷への影響を規制する本県独自の条例を制定すること。
- 8、地球温暖化対策を県として取り組み、事業所からのCO<sub>2</sub>排出量を規制すること。勿来と広野に建設予定のIGCC石炭ガス化複合発電は、CO<sub>2</sub>を15%程度しか削減できません。石炭火力発電からの撤退を決断すること。

#### (2) 原発の本格的な地震・津波対策を

- 1、仮防潮堤が設置されているが、第一・第二原発の本格的な防潮堤の建設を求めるここと。
- 2、建屋内に保管している未使用・使用済み燃料を取り出し、安全に保管するよう早急な対策を講ずるよう求めること。
- 3、福島第一原発で収束作業に従事した労働者が「頭痛がひどく、疲れやすい」、「経済的な理由で健診を受けていない」などの事例が出ていることから、放射線管理手帳を持つ人への健診制度を国に創設するよう求めること。

#### (3) 東京電力の再建計画について

- 1、東電の事故対応費用約22兆円の負担について、東京電力と原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、5月10日「新々総合特別事業計画」（東電再建計画）を出したが、その前提是原発の再稼働です。福島第二原発や柏崎刈羽原発の再稼働は許されず、再建計画は撤回するよう、東電に強く求めること。
- 2、5月17日に施行された「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」の改定は、加害者である東電を救済し国民に負担を押し付けるものです。事故を起こした東電と、東電に出資するメガバンクや原子炉メーカー、ゼネコンなどに応分の負担を求め、電気料金や税金など、際限なく国民にツケを回すことはやめるよう、国に強く求めること。

#### (4) 福島復興再生特別措置法の改定について

19日に施行された「改正福島復興再生特別措置法」は、帰還困難区域の除染を東電負担から国民負担に方針を転換しました。

さらに、帰還困難区域の拠点整備、「イノベーション・コースト構想」を法的に位置づけることが主要内容となっています。しかし、特措法の理念に掲げている「安心して暮らし、子どもを生み、育てる環境の実現」は、後景に追いやられたままです。

被災者支援の具体的な内容を盛り込むこと。あわせて、県の復興計画に位置付けていける第二原発を含む県内原発全基廃炉を、特措法に明記するよう国に求めること。

#### (5)賠償について

- 1、東京電力が営業損害賠償の打ち切り・賠償渋りに対し、県内の商工業者や農業者からの訴えが相次いでいます。損害がある限り賠償するとした法の趣旨に則り、東京電力と国が加害責任を果たすよう強く求めること。
- 2、商工業者に対する2倍相当の賠償期間が終了することから、新たな賠償方針を明らかにするよう国・東電に求めること。

#### (6)除染について

- 1、除染をめぐる不正事件、談合問題、除染労働者への賃金未払いが相次いで発覚していることから、国直轄除染、市町村除染を問わず、監視強化と除染の信頼回復を図ること。
- 2、追加除染や再除染を速やかに実施すること。
- 3、帰還困難区域の浪江町の山林火災による、放射性物質を含んだ土砂の流出防止と放射線量の監視を続け、今後も住民の不安に丁寧に対応すること。また、今後も避難区域を含めた山林火災防止策を強化すること。

### 三、避難指示解除と被災者支援について

住民の生活再建は「避難解除で終わり」ではなく、はじめの一歩にすぎません。戻った人、戻れない人、戻らない人も、安心して生活できる状況をつくるための支援を強化することが求められています。

- 1、避難指示が解除されても帰還できない人も多数いることから、仮設住宅、借り上げ住宅の入居延長を行うこと。
- 2、来年3月末で終了としている楢葉町についても、入居延長すること。
- 3、来年3月で住宅家賃の賠償が終了することから、復興住宅の家賃軽減については、国の制度に加えて、県の家賃軽減策を加味し、入居者の負担軽減を図ること。
- 4、避難指示解除後1年で終了する精神的賠償を来年3月以降も継続するよう、国・東電に求めること。
- 5、医療・介護の減免措置の継続を国に求めること。
- 6、避難指示解除に伴い、復興住宅への入居申請ができなくなっている避難者に対して、希望者の入居申請を認めること。
- 7、避難指示区域内市町村民税の減免について、市町村間で格差が生じています。避難指示解除に伴い、負担が一気に増加するがないように配慮し、市町村を支援すること。また固定資産税課税免除の継続を国に求めること。

- 8、イノシシなどの害獣駆除を行い、安全・安心の生活環境整備を行うこと。
- 9、上下水道の個別通水など、ライフラインの支援を行うこと。
- 10、高齢者の帰還が多い中で、買い物や通院のためのバスやデマンドタクシーなどの足の確保や、医療・介護施設の開所に向けた医師・看護師・介護職員等の人材確保と県独自の待遇改善を行うこと。

#### **四、イノベーション・コースト構想を中心とした避難区域の拠点整備について**

- 1、福島復興再生特措法にイノベーション・コースト構想が位置付けられたことに伴い、県においても府内に「福島イノベーション・コースト構想推進本部」が設置されました。避難区域の復興が避難住民置き去りとならないよう、地域拠点整備については計画つくりの段階から住民参加を保障すること。
- 2、拠点施設の建設に当たっては、建設後の維持管理費を県の持ち出し無しに貯えるよう、綿密な利活用予測調査を行い、過度な設備投資とならないよう配慮すること。
- 3、水素はエネルギー効率が極めて低いという弱点を持ち、製造、運搬、貯蔵には多くの課題をかかえており、さらに莫大な投資が求められます。
  - ①水素がエコでクリーンなのか科学的かつ技術的な検討を県として行うこと。
  - ②世界最大規模の水素製造施設を浪江町に整備する方針を明らかにしたが、浪江町の所有地を提供させ、さらに造成費を負担させないこと。
  - ③水素ステーション設置、燃料電池車購入補助は見直すこと。
- 4、富岡町の旧エコテックへの廃棄物搬入については、周辺住民の意向を無視して強行しないよう国に求めること。

#### **五、医療、介護、子育て支援について**

- 1、県が昨年度策定した地域医療構想は、全国平均を大幅に上回る病床削減計画となつており、この構想の押し付けは行わないこと。今年度に策定予定の地域医療計画についても、矛盾が多い地域医療構想はベースにしないこと。
- 2、来年度から本格実施となる国保広域化について
  - ①県の国保運営方針の策定に当たっては、市町村はもとより被保険者、住民の意見を良く聴いて反映させるとともに、素案の段階でも県民説明会を行うこと。県の国保運営協議会に公募委員を加えること。
  - ②県が今回示した標準税率はあくまで参考であり、市町村の独自判断による決定を尊重すること。その際、被保険者の国保税軽減のための一般会計繰り入れについても、市町村の独自性を尊重すること。
  - ③低所得の加入者が多く、財政基盤が脆弱な国保事業の特別の困難さに鑑み、負担増とならないよう、国に国庫負担割合の引き上げを求めるとともに、県としての独自繰り入れ等を行うこと。
  - ④県から市町村に交付される保険給付交付金は、医療費適正化の努力いかんで削減することは行わないことを方針に明記すること。
- 4、県民に寄り添う丁寧な心のケアを充実させるため、心のケアセンターの体制を維持

- ・拡充すること。
- 5、難病患者の治療を行う医療機関と医師の拡充を行うこと。また、人工透析を行う医療機関を拡充すること。
  - 6、介護保険の要支援1、2認定への介護予防事業が、今年度から全ての市町村で介護保険事業から市町村の事業に移行されました。介護を必要とする人に希望するサービスが適切に提供されるよう市町村を支援するとともに、受け皿整備状況を県として把握すること。
  - 7、介護施設不足を補う形で全国に整備が進むサービス付高齢者住宅で、事故が多発していると指摘されています。県内のサービス付高齢者住宅の実態調査を行い、事故の未然防止に向け事業者指導を行うこと。
  - 8、間もなく国が発表する待機児童数について、実態を正確に反映しているか調査するとともに、待機児童解消のため県の支援策を強化すること。
  - 9、学童保育の待機児童も増加傾向にあることから、解消に向けた市町村支援を強化すること。支援員の処遇改善の加算制度の活用が県内で僅か2市に留まっていることから、市町村に制度の周知徹底を図ること。その際、支援員の身分保障の改善が図られるよう併せて徹底すること。
  - 10、医療、介護、保育分野で深刻な人材不足となっており、人材確保と処遇改善に県独自の取り組みを強めること。

## 六、格差、貧困解消について

安倍政権がすすめる社会保障費の「自然増削減」路線は、医療費負担増、年金削減、介護サービス取り上げ、生活保護切り下げなど、県民の生存権を脅かし、不安を増大させています。社会保障削減路線を中止し、拡充を図ることが求められています。

### (1)子どもの貧困について

- 1、子どもの貧困対策については、実情を反映した実態調査をし、それに基づく具体化を早急に促進すること。
- 2、県として、子ども食堂への支援を行うこと。
- 3、就学援助制度が改善され、入学準備金が2倍になり、入学前の支給が可能になったことを踏まえ、国の通知を市町村に周知徹底すること。
- 4、激増している児童虐待対応に見合う児童福祉司の大幅増員をはかること。県中児童相談所については一時保護所と一体に整備を図ること。

### (2)生活困窮者対策について

- 1、生活保護受給率が地域によってアンバランスな状況から見て、申請が水際で抑制されることのないよう現場職員に徹底し、注意を喚起すること。
- 2、公営住宅の家賃減免を県に準じて実施するよう市町村を支援すること。非正規雇用など不安定労働が増える中、若者も入居できるようすること。
- 3、路上生活者の公営住宅入居にあたっては、災害に準じた扱いにすること。

## **七、教育問題について**

- 1、戦前子どもたちに「天皇のために命をささげる」ことを教えた軍国主義教育の柱である「教育勅語」は、憲法の理念に反するとして1948年に衆議院で「排除決議」、参議院で「失効決議」が採択されています。「教育勅語」を教材として採用しないこと。
- 2、中学校の武道の選択科目の「銃剣道」については、「喉をつく」「心臓をつく」など戦闘訓練に使用されていたもので教育的でないことから、学校現場への押し付けを行わないこと。
- 3、1学年3学級以下を対象とする高等学校の統廃合については、機械的な対応ではなく、地域住民や保護者の意見を尊重すること。
- 4、被災児童、生徒の心のケアを重視することからも、ゆきとどいた教育実現のため、30人学級の全学年実施を行うこと。
- 5、教員の多忙化の実態を正確につかみ、その解消策の具体化を図り、正規教職員の増員を図ること。
- 6、いじめ・自殺・不登校問題を解決するためにも実態の把握と対策を強化し、常勤のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを掛け持ちでない全校配置を行うこと。
- 7、学校給食費無償化・軽減を図るため、市町村を支援すること。
- 8、公立・私立にかかわらず、給付型奨学金の拡充を国に求め、県独自でも創設すること。
- 9、学校図書館に専任司書を配置し、新聞の配備等、国の制度化の周知・徹底を図ること。
- 10、部活動が過度にならないよう、教員の週1回以上の休みを保障するよう市町村に求めるこ。

## **八、商工業、農林水産業振興について**

### **(1)商工業について**

- 1、中小企業に対する賃金助成や社会保険料の減免などの本格的支援を行い、全国一律時給1,000円以上の最低賃金の早期実現と、さらに1,500円への引き上げを国に求めること。
- 2、「福島県中小企業・小規模企業振興基本条例」をもとに中小・小規模事業者への支援を強めること。
- 3、県が進める「新産業創造プロジェクト」が県外からの企業呼び込みにならず、県内中小業者が参入できるよう支援すること。
- 4、裾野の広い観光業の振興に積極的に取り組み、教育旅行の回復のために力を尽くすこと。
- 5、避難区域内事業者への再開支援事業の運用を見直し、使い勝手をよくすること。

### **(2)農林水産業について**

- 1、国が行ってきた直接支払い交付金は、引き続き農家への直接支援制度とするよう国に求めること。県として独自に農家への直接支援をすること。
- 2、主要農作物種子法が廃止されたが、県として食の安全を守るためにも種子の生産開発、普及のために引き続き予算確保、体制の強化を図ること。
- 3、農・林・漁業・商工業の再生・復興のために、人的・財政的支援を国に求めること。
- 4、本県農業を支える家族経営の再建を支援し、自然の力を生かした持続的・循環型の生産を構築すること。
- 5、福島の気候、立地条件を生かした米と野菜、果樹、花卉と畜産など複合経営による経営の安定と集落営農を推進し、耕作放棄地の解消を図ること。
- 6、避難区域のみならず、全県的なイノシシの生態の実態調査を行い実態に見合う「イノシシ管理計画」とし、被害の多さから市町村とも連携し対策を強化すること。
- 7、福島大学食農学類開設のために県として積極的に支援すること。

## **九、鉄道を含めた公共交通網の再構築を**

全国でＪＲの赤字ローカル線の廃止が地域の交通手段を奪うものとして大きな問題になっています。さらに、高齢者や交通弱者にとって交通手段確保は喫緊の課題です。

- 1、ＪＲ只見線の復旧については、県内でも最も過疎と高齢化が進行している市町村で、将来にわたって負担を求められる厳しい選択が迫られています。地域住民と自治体の負担を軽減するよう、県としてＪＲ東日本および国に強く求めること。
- 2、中長期的に全国鉄道網維持のため、公共交通基金の創設など安定的な財源確保に向けた検討を国に求めること。
- 3、県内全域で、バスやデマンドタクシーなど公共交通の再構築を図ること。

## **十、県職員及び教職員の労働環境改善について**

- 1、時間外労働の実態を正確につかむこと。
- 2、県職員および教職員の正規職員の定数増を図り、さらに非正規職員を正職員化して処遇改善を図ること。
- 3、自治体職員の自殺が増えていることから、長時間労働を是正し、職員間のコミュニケーションをはかり、心のケア対策などに取り組むこと。
- 4、人事評価制度と給与との連動は撤廃すること。

以上